

令和5年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
とんだばやし未来 代表質問 南齋 哲平 議員	2. 命を守る防災減災対策の充実に向けて (2) 東京都荒川区で行われている「中学校防災部」の取り組みを本市に導入することについて	資料1/ 教育指導室
自民・笑顔の会 代表質問 南方 泉 議員	1. 誰一人取り残さない「学び」の保障に向けた不登校対策について (1) 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）について (2) 学校内適応指導教室設置と経緯について不登校生徒数や利用者推移も聞く (3) 学校内適応指導教室運用について指導員等は足りているか (4) 不登校児童・生徒のために名称を「スペシャルサポートルーム」に改めてはどうか (5) 文科省COCOLOプランに於ける「不登校特例校の設置（学びの多様化学校）」について考えを聞く	資料2/ 教育指導室
	2. 学校でのいじめ防止対策について (1) いじめが起こってしまった場合の転校に伴う校区変更に柔軟な対応を (2) いじめの「SOS」を見逃さないため「チーム学校」の取り組みや実績について (3) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの役割と効果検証について (4) 富田林市いじめ・不登校対策「スマイル会議」について	資料3/ 教育指導室
	3. すばるホール施設とレストランの有効利用と将来の活性化について (2) 令和10年の市庁舎グランドオープン時にはすばるホールレストラン等も再オープンの検討を	資料4/ 生涯学習課
	4. 香害（化学物質過敏症）について (1) 学校現場や職場などの香害（化学物質過敏症）について周知は行われているか (2) 学校現場などにおいてポスターやパンフレットでの啓蒙啓発の徹底を求める (3) 薬物乱用防止講座などで同時に啓蒙啓発をしてはどうか	資料5/ 教育指導室
大阪維新の会 代表質問 酒本 千紘 議員	7. 教育基本条例の制定を求めて。 (1) 第2期富田林市教育大綱について。 ①第2期富田林市教育大綱における教育の成果、課題等について。 ②第2期富田林市教育大綱における具体的な目標設定や進捗管理等について。 (2) 富田林市教育行政基本条例を制定してはどうか。 ※大阪市の事例等について言及する。	資料6/ 教育総務課

令和5年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
<p>大阪維新の会 代表質問 酒本 千紘 議員</p>	<p>10. 今後の市立幼稚園・保育所のあり方について。</p> <p>(1) 令和5年5月に公表した、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【個別施設再配置計画】(素案)」が、策定に至らなかったことについて。</p> <p>①令和5年6月定例会において、「富田林市立幼稚園条例及び富田林市立保育所条例の一部を改正する条例」が、否決されたことについて、原因をどのように分析し、今回の教訓を今後、どのように活かしていこうと考えているのか。</p> <p>②令和5年4月23日に「市長選挙」という、市民の声、民意を直接問う絶好の機会があった。選挙前に「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【個別施設再配置計画】(素案)」を公表しなかったのは何故か。また、選挙前に公表すべきだったと考えるが、市長の見解を求める。 ※過去の経緯を考えれば、個別施設再配置計画を公表できたはずなのに、敢えてそれをしなかった理由も明確に説明されたい。</p> <p>③令和4年12月に公表した、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針(素案)」において、市民の関心が高い「個別施設の再配置」を除いた、いわゆる総論部分のみとした、(個別施設再配置計画を分離した)ことについて、今、振り返っての市長の見解を求める。</p> <p>④今後、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」の策定に向けて、どのようなスケジュールで取り組むつもりなのか。</p> <p>(2) 市立幼稚園について。</p> <p>①市立幼稚園の再配置に向けての取り組みが、平成30年(2018年)8月に示された前回の素案から、5年以上遅れることについて、市はどのように考えているのか。 ※すぐにでも再配置に向けた取り組みに着手すべきではないか。</p> <p>②最短で再配置に着手する手段として、以前適用されていた、「2年連続1桁の児童数だった場合、翌年度から順次募集停止」というような、客観的かつ明確なルール等を、新たに設けてはどうか。</p> <p>③前述の「②」と並行して、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」の策定を検討してはどうか。 ※必要があれば、改めて「富田林市立幼稚園・保育所のあり方検討委員会」を設置することも視野に入れて検討してはどうか。</p> <p>(3) 市立保育所について</p> <p>①「市立保育所のあり方基本方針」を分離し、先行して策定の後、「富田林市立保育所条例」の改正を目指すことを検討してはどうかと考えるが、市の見解を求める。</p> <p>(4) 市立幼保連携型認定こども園の設置について。</p> <p>①今回の「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」では、集団規模を20人としているところ、東条小学校では各クラス10人程度になっている。統廃合を検討すべきだと考えるが、執行部の見解を求める。</p> <p>②公共施設の総量適正化について。 ※平成28年(2016年)3月に策定された「富田林市公共施設等総合管理計画」の「総量の最適化」にも言及し、執行部の見解を求める。</p> <p>③市立幼稚園、小学校、中学校等の統廃合を進めていく中で、跡地活用の1つの手段として、既存施設等を活用して「市立幼保連携型認定こども園」の設置を検討してはどうかと考えるが、市の見解を求める。</p>	<p>資料7/ 教育指導室</p>

令和5年第3回（9月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
公明党 代表質問 村山 理恵 議員	4. 本市の小中学生の運動機能向上について (1) 学校での運動器検診などの取り組みについて (2) いつでも取り組める、けがの予防につながる身体づくりを求めて	資料8/ 教育指導室
	10. 富田林市の文化財の保存と活用について (1) 本市文化財保存活用地域計画の策定状況について (2) 本市の文化財を常設展示する歴史資料館の設置について (3) 「新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」の整備について	資料9/ 文化財課
個人質問 今城 克久 議員	2. 本市におけるスポーツ政策について。 (1) 富田林市営スポーツ施設に関する利用者からの要望の窓口について (2) 富田林市のスポーツ振興について	資料10/ 生涯学習課
個人質問 坂口 真紀 議員	1. 市立幼稚園、保育所に今後の方向性について (1) 透明性のある方針決定について (2) 今後の人人体制について	資料11/ 教育指導室
	2. 若者会議について (1) 福祉的な立場の当事者の参加について (2) 長期的視点に立った事業実施と評価基準について ①連続性のある事業実施と若者当事者としての視点について ②情報提供の強化について ③評価基準について (3) 地域住民からの評価と連携について	資料12/ 生涯学習課
個人質問 寺尾 千秋 議員	1. 子育て支援の強化を求めて (2) 市民プールについて ①市民プールの必要性や意義について ②小中学生のプール利用人数について ③こども料金の無料化について ④駐車場の利用状況について (3) 学校給食の無償化について	資料13/ 生涯学習課 学校給食課

2. 命を守る防災減災対策の充実に向けて

(2) 東京都荒川区で行われている「中学校防災部」の取り組みを本市に導入することについて

【答弁】

2. 命を守る防災減災対策の充実に向けての(2)につきまして、お答えいたします。

現在、本市の中学校に防災部はございませんが、災害時に、子どもたちが「自分の身は自分で守る」ことができるよう、様々な状況に適切に対応できる能力を培うための防災教育に取り組んでおります。

具体的には、小学校では、災害時の対応や避難経路を確認する避難訓練に加え、保護者への引き渡し訓練、消防の方からの専門的な指導、危機管理室の出前講座等も利用した防災教育を進めております。また、中学校では、全生徒が保健体育科の授業で災害に対する備えについて学習するとともに、各校の防災担当者が中心となって、学校の危機管理マニュアルに基づいた避難訓練を実施するなどの取り組みを進めているところでございます。加えて、昨年度より危機管理室が開催している「富田林市ジュニア防災リーダー養成講座」に希望する中学生が参加し、様々なメニューを体験する中で防災に関する学びを深めております。

他にも、すこやかネット等で、地域と協働し防災訓練や避難所運営訓練を実施しているケースもあり、学校内にとどまらず、地域とともに防災意識の向上に努めている事例もございます。

議員ご提案の中学校防災部の取り組みにつきましては、生徒の主体的な活動を通して防災意識を高めたり、地域における防災の将来のリーダーを育成したりするために、たいへん有意義な活動であると認識しております。特に、南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている中で、本市におきましても、防災にかかる取り組みのより一層の充実を図る必要があると考えております。

加えて、議員ご提案のように、部活動のような形で子どもたちの自主性や主体性をふまえながら取り組みを進めることは、地域における防災リーダーの育成にもつながっていくものと考えておりますことから、今後、関係課とも連携しながら、まずは中学校での防災部としてのモデル的な実施により、子どもたちの防災意識を高める取り組みが実現できるよう検討してまいります。

以上、お答えいたします。

1. 誰一人取り残さない「学び」の保障に向けた不登校対策について
 - (1) 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）について
 - (2) 校内適応指導教室設置と経緯について不登校生徒数や利用者推移も聞く
 - (3) 校内適応指導教室運用について指導員等は足りているか
 - (4) 不登校児童・生徒のために名称を「スペシャルサポートルーム」に改めてはどうか
 - (5) 文科省 COCLO プランに於ける「不登校特例校の設置(学びの多様化学校)」について考えを聞く

【答弁】

1. 誰一人取り残さない「学び」の保障に向けた不登校対策についての（1）（2）については、関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。議員お示しの「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）」についてですが、本市では、校内適応指導教室という名称で各中学校内に設置しております。

本市においては、かねてより適応指導教室を開室し、不登校児童生徒の居場所づくりに取り組んでまいりました。そこに加える形で、令和2年4月より、登校には意欲を持っているものの教室に入りづらい児童生徒に対し、校内で安心して過ごすことができる居場所として校内適応指導教室を設置いたしました。

不登校児童生徒数については、国や府と同様、本市においても増加傾向にあり、令和4年度は小学校で59名、中学校では172名となっております。こうした中、校内適応指導教室を利用している児童生徒の人数につきましても年々増加しており、今年度は小学校で38名、中学校で44名、合計82名となっております。

次に、（3）についてでございますが、校内適応指導教室を運用するにあたり、現在、指導員を2名配置し、8中学校区に一週間あたり2～3コマの派遣を行っ

ております。しかしながら、現場からは開室回数の増加を希望する声が多く寄せられており、求められる回数を開室するには人員が不足している状況でありますことから、教室や教具などハード面の充実と併せて、今後の課題であると認識しております。

次に、(4)についてお答えいたします。現在の「校内適応指導教室」という名称につきましては、「適応指導教室」から派生しているものとなります。しかしながら、子どもたちの状況は多様でありますことから、よりふさわしい名称について、議員のご提案の内容をふまえ、検討してまいります。

次に、(5)についてお答えいたします。不登校特例校(学びの多様化学校)は、学校に通いにくい子どもたちの多様な居場所の一つとして、その役割を果たすものであると認識しております。しかしながら、不登校特例校の設置にあたっては、通常の学校と同等の施設・設備等が必要となるなどの課題も想定されますことから、まずは、先進事例をふまえながら、子どもたちや保護者のニーズ把握に努めるなど、引き続き研究を進めてまいります。

本市教育委員会といたしましては、不登校に係る取組みにあっては、すべての子どもの学びの場と居場所を保障し、誰一人取り残さない取組みを充実させることが重要であると認識しておりますことから、引き続き、校内適応指導教室の充実を図り、子どもたちが可能性を伸ばせる環境の確保に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

2. 学校でのいじめ防止対策について

- (1) いじめが起こってしまった場合の転校に伴う校区変更には柔軟な対応を
- (2) いじめの「SOS」を見逃さないため「チーム学校」の取組みや実績について
- (3) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの役割と効果検証について
- (4) 富田林市いじめ・不登校対策「スマイル会議」について

【答弁】

2. 学校でのいじめ防止対策についての（1）から（4）について、順次お答えいたします。

まず、（1）についてお答えいたします。本市立小中学校におきましては、いじめ事象について、早期発見・早期対応により、早い段階で解消に導くことができるよう関係教職員が連携して組織対応に努めるよう取り組んでおります。しかしながら、万が一事態が解決せず、校内では対応ができない状況に至ってしまった場合には、子どものことを最優先に考え、文部科学省からの通知に基づいた柔軟な対応に努めることが重要であると認識しております。

次に、（2）についてお答えいたします。いじめの対応につきましては、未然防止や予防が重要であり、各学校では様々な取組みが行われております。例えば、日常生活だけでは気付きにくい児童生徒の小さな変化や SOS を捉えるために、生活アンケートをもとに教員と児童生徒が面談を行うカウンセリング週間を実施したり、アンケートの内容や面談の結果を専門家とも共有し、気になる児童生徒について、今後の対応方針や方策について検討するケース会議を実施したりしております。また、校内生徒指導会議等で、気になる児童生徒について、欠席や遅刻の状況、普段の様子や家庭での様子等を専門家も交えて情報共有し、「チーム学校」として組織的に対応策を検討しております。

次に、（3）についてお答えいたします。スクールカウンセラーやスクールソー

シャルワーカーは、それぞれに専門性を持ち、いじめに関わる問題の未然防止、早期解決に大きな役割を果たす存在であると考えております。スクールカウンセラーにつきましては、児童生徒が抱えるさまざまな悩みや困難に寄り添い、解決に向けた助言を行う立場として、いじめの加害・被害児童生徒や保護者とつながり、こころのケアに努めており、昨年度相談件数は小学校で実人数402名、延べ531名、中学校で362名、延べ643名となっております。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、スクールカウンセラーや教職員と連携し、様々な情報をもとに状況をアセスメントし、本人や家庭を支援するために様々な社会資源につないだり、事態重篤化の防止や解決に向けた対策を検討するためのケース会議に参加しており、昨年度の参加件数は500件となっております。いずれにいたしましても、教職員だけでは担うことができない業務内容であり、こうした専門家を活用することで、困難を抱える児童生徒への支援につながっております。

次に、(4)についてお答えいたします。「スマイル会議」につきましては、いじめや不登校の未然防止と早期発見の取組み充実を図るため、年4回の会議を開催しております。また、会議の構成メンバーは、各学校園の生徒指導担当教員に加え、適応指導教室相談員や指導員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家となります。具体的な会議の内容といたしましては、いじめや虐待、不登校に関する研修をはじめ、校区での情報共有の時間を設け、幼小中接続に係る連携とともに、専門家とも情報共有を行う中で、困難を抱える児童生徒への支援につながるよう取り組んでおります。

本市教育委員会といたしましては、学校でのいじめ防止対策にあっては、専門家も交えた組織的な支援が重要であると認識しておりますことから、引き続き、いじめの未然防止・早期解決に向けた取組みの充実に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

3. すばるホール施設とレストランの有効利用と将来の活性化について

- (2) 令和10年の市庁舎グランドオープン時にはすばるホールレストラン等も再オープンの検討を

【答弁】

続きまして(2)につきましては、これまでレストラン部分につきましては、事業者が令和元年8月に撤退されて以降、募集しても応募がない状態であり、市といたしましても、やむなく休止としておりました。5年後の社会情勢等にも大きく関係することから現時点において結論を出せる課題ではありませんが、新型コロナウイルス感染症の課題も一定の落ち着きを見ているなか、飲食を伴うイベント等も徐々に再開してきていることから、議員ご提案の再オープンも含め、外食のニーズや傾向等も検討し、調査研究を進めてまいりたいと思います。

4. 香害（化学物質過敏症）について

- (1) 学校現場や職場などでの香害（化学物質過敏症）についての周知は行われているか
- (2) 学校現場などにおいてポスターやパンフレットでの啓蒙啓発の徹底を求める
- (3) 薬物乱用防止講座などで同時に啓発活動をしてはどうか

【答弁】

4. 香害（化学物質過敏症）についての（1）から（3）につきましてお答えいたします。

まず、（1）（2）は相関連いたしますので一括してお答えいたします。

近年、柔軟剤等の香りにより頭痛や吐き気を催したり、健康被害が誘発されたりするような、いわゆる香害に悩まれている方がおりますことから、消費者庁等がポスターを作成し啓発に取り組んでおります。

本市におきましても、市ウェブサイトにて、香りの感じ方には個人差があるため、香り付き製品の使用にあたっては、周囲の方にも配慮が必要であることについて周知啓発を行っております。また、学校現場におきましては、大阪府教育庁からの通知を受け、香害について学校現場に周知するとともに、消費者庁等が作成したポスターを校内に掲示し、児童生徒に対する啓発活動に努めているところでございます。今後も、国や府からの情報提供や通知等を受け、引き続き啓発に取り組んでまいります。

次に、（3）についてお答えいたします。

本市立小中学校では、富田林薬剤師会のご協力のもと、毎年全校で薬物乱用防止教室を実施しております。議員ご指摘のように、この薬物乱用防止教室の中で香害について取り扱うことは、より一層の啓発につながるものと考えますことから、実施内容につきまして、今後、富田林薬剤師会とも連携し研究してまいりま

す。

本市といたしましては、香害について、香りが原因で苦しい思いをするだけでなく、時には化学物質過敏症の誘発にもつながる場合があることをふまえ、引き続き、学校現場や職場での周知や啓発に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

7. 教育基本条例の制定を求めて。

(1) 第2期富田林市教育大綱について。

①第2期富田林市教育大綱における教育の成果、課題等について。

②第2期富田林市教育大綱における具体的な目標設定や進捗管理等について。

(2) 富田林市教育行政基本条例を制定してはどうか。

※大阪市の事例等について言及する。

【答弁】

それでは、7. 教育基本条例の制定を求めての(1)(2)につきまして順次お答えいたします。

まず(1)の①についてお答えいたします。

第2期富田林市教育大綱につきましては、当時の教育行政を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、「子育てするなら富田林」、「こどもが元気に育つ富田林」をめざし、市長の所信表明、並びに総合ビジョン及び総合基本計画との整合性を図ったうえで、総合教育会議で市長と教育委員による意見交換や議論を重ね、教育に関する基本方針として、令和2年9月に策定しました。

本市教育におきましては、この大綱の中で示された6つの基本方針をもとに、学校教育における確かな学力や子どもたちの安全・安心、生涯学習環境の整備、市民文化・スポーツの推進等各分野において取組を進め、約3年が経過しております。その中における主な成果といたしましては、学習環境面では、子どもひとり1台端末の環境が整うなど、ICT教育の基盤の確立、全国学力・学習状況調査にみられる学力の定着、若者会議の開催等による若者の市政への参画、文化芸術振興ビジョンの作成などが挙げられます。

一方で、今後の課題等としましては、私たちを取り巻く社会は急速に変化し、グローバル化や人工知能の活用などの技術革新への対応や少子高齢化に伴う児童生徒数の減少への対応策、社会問題となっている児童虐待や子どもの貧困対策など、より一層本市における教育環境の充実が求められる状況下にあると考えてお

ります。

続きまして（１）の②についてお答えいたします。

現在の富田林市教育大綱は確かに本市が目指す教育、学術、文化等の方向性を示す内容のみとなっていますが、各事務事業の評価等につきましては、毎年報告書として議会にも提出しています「教育に関する事務の点検と評価報告書」がございます。

これは、各事務事業についての目的、概要、該当年度の主な実施内容を記載したうえで点検と評価を行い、進捗状況の管理や抽出された課題等について考察するものでございます。現在の報告書におきましても、事業による成果等をできる限り数値やグラフ等で示すとともに、資料編において様々な状況を経年変化でお示しする等の工夫をしております。本報告書を毎年度作成することで、PDCAサイクルによる施策見直しを行っており、適切な目標設定や進捗管理につながっているものと考えます。

議員ご提案の教育大綱において目標設定や進捗管理を数値化することにつきましては、事務改善につながるものと考えますことから、次期計画等を策定する際に、数値により可視化できるものについてはできる限り取り組んでまいります。

最後に（２）についてお答えします。

教育行政基本条例は、教育目標を市長と教育委員会が協議して決定し、市長と教育委員会と意見が一致しない場合は反対意見を付す形で市長の教育目標を議会に提案できるなど、より市長及び教育委員会の相互連携や協力を行いながら、教育、学術、文化の振興に資するものであると認識しております。

本市教育委員会といたしましては、教育行政の推進にあたり、現在も総合教育会議において、市長の意見を反映させながら、首長部局と連携する中で協議や調整を行っており、引き続き教育大綱を改善することで、より市民に開かれた教育行政の推進に努めてまいりたいと考えますが、条例の制定につきましては、今後は他市の動向を踏まえながら調査研究を進めてまいります。

以上で、お答えとさせていただきます。

10. 今後の市立幼稚園・保育所のあり方について。

(1) 令和5年5月に公表した、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【個別施設再配置計画】(素案)」が、策定に至らなかったことについて。

①令和5年6月定例会において、「富田林市立幼稚園条例及び富田林市立保育所条例の一部を改正する条例」が、否決されたことについて、原因をどのように分析し、今回の教訓を今後、どのように活かしていこうと考えているのか。

②令和5年4月23日に「市長選挙」という、市民の声、民意を直接問う絶好の機会があった。選挙前に「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【個別施設再配置計画】(素案)」を公表しなかったのは何故か。また、選挙前に公表すべきだったと考えるが、市長の見解を求める。

※過去の経緯を考えれば、個別施設再配置計画を公表できたはずなのに、敢えてそれをしなかった理由も明確に説明されたい。

③令和4年12月に公表した、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針(素案)」において、市民の関心が高い「個別施設の再配置」を除いた、いわゆる総論部分のみとした(個別施設再配置計画を分離した)ことについて、今、振り返っての市長の見解を求める。

④今後、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」の策定に向けて、どのようなスケジュールで取り組むつもりなのか。

(2) 市立幼稚園について。

①市立幼稚園の再配置に向けての取り組みが、平成30年(2018年)8月に示された前回の素案から5年以上遅れることについて、市はどのように考えているのか。

※すぐにでも再配置に向けた取り組みに着手すべきではないか。

②最短で再配置に着手する手段として、以前、適用されていた、「2年連続1桁の児童数だった場合、翌年度から順次募集停止」というような、客観的かつ明確なルール等を、新たに設けてはどうか。

③前述の「②」と並行して、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」の策定を検討してはどうか。

※必要があれば、改めて「富田林市立幼稚園・保育所あり方検討委員会」を設置することも視野に入れて検討してはどうか。

(3) 市立保育所について。

①「市立保育所のあり方基本方針」を分離し、先行して策定の後、「富田林市立保育所条例」の改正を目指すことを検討してはどうかと考えるが、市の見解を求める。

(4) 市立幼保連携型認定こども園の設置について。

①今回の「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」では、集団規模を20人としているところ、東条小学校では各クラス10人程度になっている。統廃合を検討すべきだと考えるが、執行部の見解を求める。

②公共施設の総量適正化について。

※平成28年(2016年)3月に策定された「富田林市公共施設等総合管理計画」の「総量の最適化」にも言及し、執行部の見解を求める。

③市立幼稚園、小学校、中学校等の統廃合を進めていく中で、跡地活用の1つの手段として、既存施設等を活用して「市立幼保連携型認定こども園」の設置を検討してはどうかと考えるが、市の見解を求める。

【答弁】

10. 今後の市立幼稚園・保育所のあり方について順次お答えいたします。まず、(1)の①についてお答えいたします。

令和5年6月定例会において、「富田林市立幼稚園条例及び富田林市立保育所条例の一部を改正する条例」が否決されたことについて、その原因ですが、条例改正に関連いたします「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【個別施設再配置計画】(素案)」について、保護者説明会や市民向け説明会等を通して、丁寧に説明をいたしました。市民の声を広く聞くためのパブリックコメントと条例改正の提案までの期間が無かったことが理解を得られなかった要因ととらえています。今後についてでございますが、今回、多数いただいたご意見を真摯に受け止めさせていただき、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②③は関連いたしますので、一括してお答えいたします。「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」につきましても、市民の皆さまに今後の再配置の方針をお示しし、その必要性についてご理解を深めさせていただきたいと考え、令和5年3月に策定しましたが、具体的な再配置園の選定に時間を要したため「個別施設再配置計画(素案)」をお示しするのが令和5年5月となりました。そのような中で、今年10月の幼稚園申し込みに間に合うよう再配置を進めるために今回は非常にタイトなスケジュールになったと認識しております。

次に④についてですが、市立幼稚園・保育所の課題は現状でも変わらず存在いたしますので再配置を進める必要があると考えており、そのスケジュールも含め検討してまいります。

続きまして(2)から(4)につきましても関連いたしますので、一括してお答えいたします。

本市における市立幼稚園・保育所のあり方についてでございますが、幼

稚園につきましては、園児数の減少による適正規模の集団確保ならびに、3年保育や預かり保育の実施、給食の提供を安定的に継続していくことが課題となっております。本課題につきましては、これまでの経緯もふまえ、再配置の必要性は大きく、早急に取り組むべきものと認識しております。また、保育所につきましては、年度当初の待機児童は解消したものの、すでに策定しております「富田林市立保育所民営化基本方針」の実現には至っていないことが課題となっております。

これらの課題に対しましては、今日、少子化が進展し子どもの数が減少する中で、幼稚園・保育所の再配置は避けては通れないと考えております。加えまして、小中学校等の教育施設につきましても、本市の教育施設の総量をふまえた基本的な考え方について整理が必要であると考えております。

本市といたしましては、子育てや教育等に関する現状の課題を改善し、子どもたちの健やかな成長に向け、希望する誰もが子どもを産み育てられるより良い環境づくりを進めることが重要だと考えております。そのため、今後の進め方といたしましては、議員が例示されている、園児数に基づく客観的かつ明確なルールを設定すること、「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」の検討、また検討に際しての検討委員会を設置すること、保育所のあり方を先行して再配置を進めること、市立幼保連携型認定こども園の設置を検討することなどさまざまな進め方が考えられますことから、引き続き、市立幼稚園・保育所の再配置について検討するとともに、持続可能な運営に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

4. 本市の小中学生の運動機能向上について

(1) 学校での運動器検診などの取り組みについて

(2) いつでも取り組める、けがの予防につながる身体づくりを求めて

【答弁】

4. 本市の小中学生の運動機能向上についての(1)(2)につきまして、順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。

本市立小中学校の運動器検診の取組みといたしましては、調査票による状況把握と医師による健康診断時の診察等がございます。例年、年度はじめに運動器検診調査票を家庭に配布・回収し、全児童生徒の状況を把握しております。その後、学校における健康診断におきまして医師により「診察が必要」と診断された場合には、各家庭より病院にて受診していただきます。また、「経過観察」が必要となった場合には、富田林医師会作成の資料を配布し、家庭におきましても資料に示された簡単な運動を継続していただくよう協力をお願いしております。

また、せき柱側わん検査につきましては、小学校5年生、中学校2年生が対象となりますが、運動器検診調査票の側わん症の項目において確認が必要と認められた児童生徒につきましては、当該学年以外でも検査の対象としており、定期的に状況を把握する仕組みを整えております。

続いて(2)についてお答えいたします。

本市立小中学校における健康な身体づくりの取組みといたしましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査や府独自の運動能力調査の結果をもとに、各学校が児童生徒の運動能力について状況を把握し、体育の授業はもとより学校教育全般を通して、積極的に身体を動かす習慣を身につけるための取組みを行い、体力・運動能力の向上に努めております。

小学校における具体的な取組みといたしましては、朝礼の時間になわとびやマ

ラソンを実施したり、児童会を中心とした縦割り活動で身体を動かす遊び等を積極的に取り入れたりしております。また、休み時間等につきましても、子どもたちがグラウンドに出て遊ぶよう声掛けをしており、様々な場面で、子どもたちが身体を動かす活動に取り組めるようにしております。こうした取組みにより、令和4年度小学5年生の全国体力・運動能力調査の結果からは、概ね大阪府平均を上回っており、50m走で成果がみられます。

その他にも、大阪府作成の運動ツール「めっちゃWAKUWAKUダンス」の動画等も活用し、運動の苦手な子どもも楽しく身体を動かすことができるよう工夫を行い、運動に親しむための取組みをすすめております。

また、本市では、朝の時間を活用し独自に考案した体操に取り組んでいる小学校や、子どもたちと一緒に考えた体操を体育の授業の中で行ったり、体育祭の場でも披露したりする取組みを行っている中学校がございます。

本市教育委員会といたしましては、適切な運動機会の確保や運動習慣の定着を図ることは、怪我の予防をはじめ、心身の健やかな成長を育む上で大変重要であると認識しておりますことから、こうした各校の実践もふまえながら、小中学生の運動機能向上につながる取組みの充実を図ってまいります。

以上、お答えといたします。

10. 富田林市の文化財の保存と活用について

- (1) 本市文化財保存活用地域計画の策定状況について
- (2) 本市の文化財を常設展示する歴史資料館の設置について
- (3) 「新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」の整備について

【答弁】

それでは、1. 富田林市の文化財の保存と活用についての(1)から(3)について、順次お答えいたします。

まず、(1)についてでございますが、平成30年の文化財保護法の改正により、市町村において文化財行政のマスタープランである「文化財保存活用地域計画」を策定することができるものとなりました。

本市におきましては、令和4年度から策定に取り組んでおり、これまで市民や学識経験者、文化財所有者などからなる協議会の開催、市民や町会、文化財所有者へのアンケート調査、在住、在学者が参加してのワークショップの開催等を実施してまいりました。現在、今年度中に素案の策定を行い、パブリックコメントを経て、令和6年度中の文化庁による認定を目指しているところでございます。

続きまして、(2)についてでございますが、現在、本市の文化財を市民の方に実際にご覧いただく常設展示の場所として、埋蔵文化財センター内に展示するとともに、寺内町センター、旧杉山家住宅、かがりの郷に展示コーナーを設けていますが、いずれの施設におきましても限られたスペースの中で、十分とはいえない設備での展示となっています。そのような中、本市ではインターネット上にデジタルアーカイブを構築し、市指定文化財の公開や富田林市史本文編のテキストデータを公開し、多くの方に本市の文化財を知っていただける機会を設けております。

現在、策定中の文化財保存活用地域計画では、自治体における文化財の保存・活

用に関する課題・方向性・措置を明記することが求められており、本市と致しましても、課題のひとつとして、今後、住民の方が常時訪れることができ、歴史や文化を感じ学ぶことができる常設の展示施設の整備が必要であると認識しています。

しかしながら、常設の展示施設の整備やその維持には多額の財源が必要であることから、本市における、既存の公共施設等の状況や埋蔵文化財センターの機能等の調査・研究が必要と考えております。

いずれにいたしましても、本市文化財保存活用地域計画において方向性を位置づけ、展示施設の今後のあり方について検討を進めてまいります。

続きまして、(3)についてでございます。平成14年12月19日に、互いに深い関連を持つ貴重な遺跡群として、新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳が国の史跡に指定されました。しかしながら、現地に入るアクセス道や案内看板などが十分に整備されていない現状となっております。

令和2年度には文化財保護法に基づく管理団体として本市が指定を受け、新堂廃寺等整備委員会を開催し、史跡の整備にむけ協議を行っております。

本格的な「新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」の整備に関しましては、史跡地内及びアクセスに必要な隣地に大阪府有地や民有地が含まれているなど、様々な課題があります。

今後、文化財保存活用地域計画において位置づけを明確にし、保存だけでなく活用も含めた計画の策定に取り組んでまいります。

2. 本市におけるスポーツ政策について

- (1) 富田林市立スポーツ施設に関する利用者からの要望の窓口について
- (2) 富田林市のスポーツ振興について

【答弁】

それでは、2. 本市におけるスポーツ政策の(1)及び(2)につきまして、順次お答えいたします。

まず(1)についてお答えいたします。

本市のスポーツ施設につきましては、市民総合体育館や総合スポーツ公園など、合計23施設ございます。そしてこれらのスポーツ施設については、指定管理者による管理運営を行っております。

これらスポーツ施設の利用者からの施設に関する要望等につきましては、指定管理者が窓口となり、市民総合体育館及び総合スポーツ公園の窓口で承っております。指定管理者にお寄せいただきましたこれらの要望等につきましては、急を要するものにつきましては即時、それ以外のものにつきましても毎月の会議の中で、市と指定管理者とで情報共有をしております。そして改修等の対応でございますが、軽微な修繕につきましては指定管理者が、大規模な修繕や工事につきましては市が行うものとしており、緊急度に応じて順次、指定管理者と協力しながら対応しているところでございます。

しかしながら、スポーツ施設全般につきまして、全面的に老朽化の課題に直面しており、修繕又は改修に際し高額な予算を必要とするものも多くございます。そうした高額な予算を必要とする大規模改修につきましては、毎年の予算編成の中で必要性・緊急性を明確にし、必要な財源の確保にも取り組むなど、予算化に努めているところでございます。今後もスポーツ施設全般の維持管理につきまして、指定管理者と協力しながら、施設利用者が快適に利用できるよう整備に努めてまいります。また議員ご指摘のように、利用者に対する説明や周知についても

的確に行うよう、指定管理者とも協議しながら進めてまいります。また老朽化しているスポーツ施設の改修につきましては、市民総合体育館競技場の照明設備の改修や、市民総合体育館の屋上防水工事などに順次取り組んでおり、今後につきましても緊急性の高いものを優先に、順次スポーツ施設の改修に取り組んでまいります。

次に（２）につきましてお答えします。

本市総合ビジョン・総合基本計画においては「市民一人ひとりが、健康で充実した生活を送ることができるよう、スポーツを楽しむ機会の充実を図るとともに、地域におけるスポーツ活動を推進します。」と定めております。またスポーツは生活に楽しさをもたらし、笑顔と感動を与えるものであることから、スポーツを通じて健康で豊かな社会を築くことができるよう、総合的なスポーツ推進に関する計画を策定する必要があると考えており、今後、国や大阪府、近隣市町村の動向も注視しながら、検討してまいります。

1. 市立幼稚園、保育所の今後の方向性について

- (1) 透明性のある方針決定について
- (2) 今後の人員体制について

【答弁】

1. 市立幼稚園、保育所の今後の方向性についての(1)(2)について
順次お答えいたします。

まず(1)についてでございますが、6月議会での議決をふまえ、市立幼稚園の関係者をはじめ、特に、令和6年度に入園をお考えの皆さまには、取り急ぎ、令和8年度末までの情報についてお知らせしたところでございます。本市といたしましては、今日、少子化が進展し子どもの数が減少する中で、幼稚園・保育所の再配置は避けては通れない課題であると考えております。この間、市広報や市Webサイト、保護者・市民説明会等様々な機会を通してていねいな説明に努めてまいりました。引き続き、市立幼稚園・保育所の再配置を検討し持続可能な運営に向けた取り組みを進めてまいります。

次に(2)についてでございますが、本市立幼稚園で実施している給食や預かり保育、3年保育につきましては、今後の再配置によって生じる人員や予算を見越して、先行的に取り組んできたものでございます。こうした状況の中、再配置までの人員不足を補うために、幼稚園サポーターとして地域の皆さま等に業務支援をいただきながら、園の運営を進めてまいりました。

今後とも園児や保護者に安全安心な保育環境を提供するために、人員体制や教職員の労働環境の整備を行うことが重要であると考えておりますことから、園長等へのヒアリングを通して現場のニーズを把握し、業務の軽減策等の検討を行うなど適切な園運営に努めてまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

2. 若者会議について

- (1) 福祉的な立場の当事者の参加について
- (2) 長期的視点に立った事業実施と評価基準について
 - ①連続性のある事業実施と若者当事者としての視点について
 - ②情報提供の強化について
 - ③評価基準について
- (3) 地域住民からの評価と連携について

【答弁】

それでは、2. 若者会議についての(1)につきましてお答えします。

現在、若者会議の委員への参加につきましては、本市内をはじめ、近隣や府内各地の高校や大学、専門学校等に事業の趣旨を説明し、1人でも多くのまちづくりに関心のある若者に委員として参加していただくよう制度の周知や勧誘等にご協力を頂きながら、多くの若者に応募いただきました。それ以外にも、市のウェブサイトを通じて委員募集を知り応募された方もあるなど、学生・社会人を問わず市内外から様々な立場の若者を委員として委嘱して、活動を行ってまいりました。これら委員に共通するのは、積極的に地域に関わりたいという意思をお持ちで、その熱意から委員として参加したいという点でございます。

議員ご質問の「福祉的な立場の当事者」の参加につきましても、何よりご自身のまちづくりに関わりたいとの熱意が最も重要であると考えていますことから、今後も現行の手上げ方式での委員募集を継続してまいりたいと考えております。

次に(2)の①から③について順次お答えいたします。

まず、①についてですが、若者会議での提案を受けて実施してきたこれまでの事業は、市公式インスタグラムの発信など継続事業もありますが、単年度の事業が多い傾向にあります。しかし、若者会議での提案を受けて実施する事業・施策を単年度のもので終わらせるのか、次年度以降も継続して実施するのかについて

は、提案を受けた行政側が判断するものであると考えます。若者会議の役割は、行政の施策について若者ならではの発想での提案を行うことであり、提案後の制度設計から事業実施に至る責任は、提案を受けた行政側にあります。提案を受けた市当局が、事業を単年度で実施するのか複数年度にわたって実施するのも含めて検討し、若者の発想を活かしてその後のまちづくりに役立てることが若者会議の意義であることを理解し、全庁をあげて、若者会議の提案に真摯に向き合う必要があると考えております。それが、こどもまんなか社会の実現に通じることであり、議員ご質問の若者当事者も含むこれからの時代を担う子どもや若者の声を聞いてまちづくりに活かすことが、今後の社会において極めて重要なことであると認識しております。

次に②についてですが、若者会議では、4か月ほどの会議期間の後半部分からは、検討中の施策に関係する部署の職員も参加し、当該施策に関わるこれまでの取り組みや客観的事実、統計数字などの詳細について若者に情報提供し、最終的な施策提案に向けて内容をさらにブラッシュアップしていく過程を設けておりますが、今後も委員の求めに応じて必要な情報を的確に伝えることができるよう、改善に努めてまいります。

次に③についてですが、事業化・予算化にあたっての評価基準としては、5つの視点を定めています。一つ目は、施策の方針や目的について、施政方針や若者条例、総合ビジョン等の市が策定する計画等との整合が取れているか。二つ目は、施策実施による効果や実施の実現可能性、実施体制等について検討されているか。また、施策実施に伴う市民の参加等について検討されているか。三つ目は、施策実施にあたり、必要となる経費が検討されているか。また、経費の原資が税金であるということを理解しているか。四つ目は、メディア掲載や市のPRに寄与するなどの話題性はあるか。また、施策に富田林の特性の反映や、独自性・先駆性などがあるか。最後の五つ目は、提案者である若者が主体となり、目的を持って施策の検討が出来ているか。また、若者自身の考えが提案に盛り込まれているか。

の5つでございます。これらの主に5つの基準に基づき、市長はじめ市の幹部職員による議論や採点を行うことで、提案に対する評価を行っているところでございます。

続きまして、(3) についてお答えいたします。

市民からの事業に対する評価につきましては、個別の事業の実施時にアンケートによる意見聴取を行っているところです。たとえば、『富田林で遊び尽くせ スポーツ体験イベント』では、「富田林オリジナルのゆるスポーツが楽しかった」「イベントを企画した若者会議に興味を湧いた」「一緒に参加した方との交流が楽しかった」などの感想を頂きました。また、地域との連携に関しましては、若者会議委員のOB・OGで結成された「心はいつも富田林」と命名されたグループを中心として、地域で主体的に『金剛バル』や『ひろとん』などを実施して頂いている実行委員会等と繋がりを持ち、イベントでの司会や場内整理、会場設営のお手伝いなどに協力をしているところでございます。今後も、若者会議委員と地域との連携に向けて、様々な取り組みを進め、若者会議の取り組みや活動について広く市民に周知してまいります。

1. 子育て支援の強化を求めて

(2) 市民プールについて

- ①市民プールの必要性や意義について
- ②小中学生のプール利用人数について
- ③こども料金の無料化について
- ④駐車場の利用状況について

(3) 学校給食費の無償化について

【答弁】

それでは、1. 子育て支援の強化を求めてについての(2)の①から④につきまして順次お答えします。

まず①についてですが、本市では、市民の健康増進と体力向上を図るために富田林市民プールを設置しております。議員のご質問にもございますように、子どもたちの身近な場所で手軽に水遊びができる場を提供することで、子どもたちの夏休みの楽しみとしていただいているところでございます。

次に②についてですが、過去5年間の小中学生の利用人数でございますが、平成30年度7,577人、令和元年度8,744人、令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で市民プールの開設を中止したため0人、令和4年度6,788人、令和5年度9,168人となっております。

次に③についてですが、現在小学生・中学生につきまして2時間あたり100円との入場料を設定しており、こちらを無料化できないかのご質問でございますが、本市の市民プール入場料は、近隣自治体と比べても安い価格設定となっております。また平成27年のリニューアルオープン時に、受益者負担の考えのもと現行の料金設定といたしました。それ以降の人件費や委託料の増加に加え、電気代、水道代と近年の全国的なエネルギー価格の高騰など、その後も年々施設の維持管理にかかる経費が増加する中ではあります。現行の料金設定については維持しており適切なものと考えております。

最後に、④についてですが、市民プール周辺には、来場者の駐車場として使用できる広さを備えた土地がないことから、平日につきましてはできる限り電車・バス等の公共交通機関をご利用の上、ご来場いただくようお願いしているところでございます。ただし今年度、土曜日、日曜日とお盆期間中等の合計17日間につきましては、近隣の川西小学校の校庭を臨時駐車場として開設し、駐車可能台数は約120台でございます。日によっては、満車に近い状態の利用となっております。なお臨時駐車場の開設日につきましては、各小学校の各クラス宛にチラシの配布や市広報誌、市ウェブサイト等で周知を行っておりますが、今後、これらの情報の周知方法につきましては、より効果的な周知方法がないか検討してまいります。

続きまして(3)について、お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、本市におきましては、物価高騰の影響を受けた保護者の負担を軽減することを目的に、今年度、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、小学校給食では2学期及び3学期分の無償化、中学校給食では10月から3月に実施する30食分までの無償化を行ってまいります。

年間を通して小学校給食を無償化した場合、児童一人あたりの年額としましては、低学年で42,075円、高学年で43,945円となり、令和5年5月時点の児童数から試算しますと、本市小学校給食の無償化実施には、年間で約2億800万円が必要となりますことから、恒久的に実施するには経常的に大きな財源を要するという課題がございますが、本市教育委員会といたしましても、学校給食費の無償化は、「こどもまんなか」社会の実現に向けて有効な取組みであり、市の重要な課題と認識しております。

来年度以降につきましては、国や大阪府の動向も注視しながら、国や大阪府への財政支援について要望するとともに、保護者の負担軽減につながる手法等について引き続き研究してまいります。